

令和4年

奈良市議会12月定例会  
提出議案

奈良市



## 目 次

奈良市報告第 64 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 65 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 66 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 67 号	市長専決処分の報告について……………	27
〃 第 68 号	市長専決処分の報告について……………	29
〃 第 69 号	市長専決処分の報告について……………	31
〃 第 70 号	市長専決処分の報告について……………	33
〃 第 71 号	市長専決処分の報告について……………	35
奈良市議案第 96 号	令和 4 年度奈良市一般会計補正予算（第 7 号） ……	37
〃 第 97 号	令和 4 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） ……	44
〃 第 98 号	令和 4 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算 （第 1 号） ……	46
〃 第 99 号	奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に ついて……………	113
〃 第 100 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	121
〃 第 101 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正 について……………	122
〃 第 102 号	奈良市男女共同参画センター条例の一部改正について……………	124
〃 第 103 号	奈良市消防団条例の一部改正について……………	127
〃 第 104 号	奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の 一部改正について……………	129
〃 第 105 号	奈良市公民館条例の一部改正について……………	130
〃 第 106 号	工事請負契約の締結について……………	131
〃 第 107 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	145
〃 第 108 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	146
〃 第 109 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	147
〃 第 110 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	148

奈良市議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について……………	149
〃    第112号	公の施設の指定管理者の指定について……………	150
〃    第113号	公の施設の指定管理者の指定について……………	151
〃    第114号	公の施設の指定管理者の指定について……………	152
〃    第115号	公の施設の指定管理者の指定について……………	153
〃    第116号	公の施設の指定管理者の指定について……………	154
〃    第117号	公の施設の指定管理者の指定について……………	155
〃    第118号	公の施設の指定管理者の指定について……………	156
〃    第119号	公の施設の指定管理者の指定について……………	157
〃    第120号	公の施設の指定管理者の指定について……………	158
〃    第121号	公の施設の指定管理者の指定について……………	159
〃    第122号	公の施設の指定管理者の指定について……………	160
〃    第123号	公の施設の指定管理者の指定について……………	161
〃    第124号	公の施設の指定管理者の指定について……………	162
〃    第125号	公の施設の指定管理者の指定について……………	163
〃    第126号	公の施設の指定管理者の指定について……………	164
〃    第127号	公の施設の指定管理者の指定について……………	165
〃    第128号	公の施設の指定管理者の指定について……………	167
〃    第129号	公の施設の指定管理者の指定について……………	168
〃    第130号	公の施設の指定管理者の指定について……………	169
〃    第131号	固定資産評価員の選任について……………	170

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和4年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和4年10月14日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和4年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

## 令和4年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,714,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,330,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		33,277,169 <sup>千円</sup>	2,694,100 <sup>千円</sup>	35,971,269 <sup>千円</sup>
	2. 国庫補助金	4,622,200	2,694,100	7,316,300
19. 寄 附 金		721,750	20,000	741,750
	1. 寄 附 金	721,750	20,000	741,750
歳 入 合 計		152,616,584	2,714,100	155,330,684

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		20,087,824 <sup>千円</sup>	20,000 <sup>千円</sup>	20,107,824 <sup>千円</sup>
	2. 企 画 費	5,828,953	20,000	5,848,953
3. 民 生 費		67,519,137	2,694,100	70,213,237
	1. 社会福祉費	30,724,469	2,694,100	33,418,569
歳 出 合 計		152,616,584	2,714,100	155,330,684

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

(単位：千円)

( 歳 入 )	款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		33,277,169	2,694,100	35,971,269
19 寄附金		721,750	20,000	741,750
	歳 入 合 計	152,616,584	2,714,100	155,330,684

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	20,087,824	20,000	20,107,824		20,000	—
3 民生費	67,519,137	2,694,100	70,213,237	2,694,100		—
歳 出 合 計	152,616,584	2,714,100	155,330,684	2,694,100	20,000	—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	2,190,532	2,694,100	4,884,632	1 社会福祉総務費補助金	2,694,100	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金
計	4,622,200	2,694,100	7,316,300			

第16款 国庫支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務費寄附金	140,800	20,000	160,800	1 まち・ひと・しごと創生寄附金	20,000	まち・ひと・しごと創生寄附金
計	721,750	20,000	741,750			

第19款 寄附金

3. 歳出  
第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 文化振興費	1,048,658	16,000	1,064,658	特定財源 (内訳) 寄附金 16,000	18 負担金補助及 び交付金	16,000	文化振興補助経費
7 市民文化振興 基金費	—	4,000	4,000	特定財源 (内訳) 寄附金 4,000	24 積立金	4,000	市民文化振興基金経費
計	5,828,953	20,000	5,848,953	特定財源 一般財源 20,000 0			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,999,428	2,694,100	4,693,528	特定財源 2,694,100 (内訳) 国庫支出金 2,694,100	10 需用費	450	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業経費
					11 役員費	38,460	
					12 委託料	155,100	
					13 使用料及び賃借料	90	
					18 負担金補助及び交付金	2,500,000	
計	30,724,469	2,694,100	33,418,569	特定財源 2,694,100 一般財源 0			

第3款 民生費

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和4年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和4年11月4日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和4年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

## 令和4年度奈良市一般会計 補正予算（第6号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ694,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,025,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		35,971,269 <sup>千円</sup>	988,080 <sup>千円</sup>	36,959,349 <sup>千円</sup>
	2. 国庫補助金	7,316,300	98,000	7,414,300
	4. 国庫交付金	6,962,301	890,080	7,852,381
22. 諸 収 入		2,966,004	△ 293,480	2,672,524
	4. 雑 入	2,118,215	△ 293,480	1,824,735
歳 入 合 計		155,330,684	694,600	156,025,284

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		20,107,824 <sup>千円</sup>	98,000 <sup>千円</sup>	20,205,824 <sup>千円</sup>
	4. 戸籍住民基本台帳費	853,263	98,000	951,263
4. 衛 生 費		15,506,416	590,000	16,096,416
	4. 上水道費	148,671	590,000	738,671
11. 教 育 費		12,615,846	6,600	12,622,446
	7. 保健体育費	2,622,677	6,600	2,629,277
歳 出 合 計		155,330,684	694,600	156,025,284

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第6号)

1. 総括

(単位：千円)

( 歳 入 )	款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支入金		35,971,269	988,080	36,959,349
22 諸収入		2,966,004	△293,480	2,672,524
	歳 入 合 計	155,330,684	694,600	156,025,284

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	20,107,824	98,000	20,205,824	98,000			—
4 衛生費	15,506,416	590,000	16,096,416	590,000			—
11 教育費	12,615,846	6,600	12,622,446	300,080		△293,480	—
歳 出 合 計	155,330,684	694,600	156,025,284	988,080		△293,480	—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	474,114	98,000	572,114	5 戸籍住民基本台帳費補助金	98,000	社会保障・税番号制度補助金
計	7,316,300	98,000	7,414,300			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	2,723,970	890,080	3,614,050	1 一般管理費国庫交付金	890,080	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	6,962,301	890,080	7,852,381				

第16款 国庫支出金

第22款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 雑入	2,118,044	△293,480	1,824,564	10 教育費雑入	△293,480	学校給食費収入	
計	2,118,215	△293,480	1,824,735				

第22款 諸収入

3. 歳出  
第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	853,263	98,000	951,263	98,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 98,000	12 委託料	98,000	戸籍住民基本台帳事務経費
計	853,263	98,000	951,263	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第4款 衛生費

第4項 上水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 上水道整備費	135,306	590,000	725,306	特定財源 (内訳) 国庫支出金 590,000	18	負担金補助及 び交付金 590,000	水道事業繰出経費
計	148,671	590,000	738,671	特定財源 一般財源 590,000			

第4款 衛生費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,439,583	6,600	2,446,183	6,600 特定財源 (内訳) 国庫支出金 300,080 諸収入 △293,480	12 委託料	6,600	学校給食事務経費
計	2,622,677	6,600	2,629,277	6,600 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和4年10月24日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

### 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

### 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項（奈良市改良住宅条例第5条で準用する場合を含む）の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	████████████████████ ████████████████████	██████████	████████████████████	不法占有
2	████████████████████ ████████████████████	██████████	████████████████████ ██████████	家賃滞納

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年10月14日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年3月11日午後2時頃、奈良市米谷町地内において発生した、本市の公用車が架設されている相手方所有の通信線を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 268,579円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年10月14日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年4月26日午後9時頃、奈良市佐保台一丁目地内において発生した、市道上の倒竹により、走行していた相手方の普通自動車の車体が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 199,500円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年10月14日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年6月28日午後2時頃、奈良市平松一丁目地内において発生した、市道を歩いていた相手方が側溝のコンクリート蓋の損壊により転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 5,740円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年10月24日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年8月3日午後4時頃、奈良市役所立体駐車場において発生した、本市の公用車が駐車していた相手方のトラックに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 6,710円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年11月4日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年9月23日午前10時35分頃、奈良市環境清美工場内において、大型ごみを搬入していた相手方が落ちていたプラスチック片を踏み、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 2,930円

## 令和4年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,284,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,310,069千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		18,137,798 <sup>千円</sup>	291,643 <sup>千円</sup>	18,429,441 <sup>千円</sup>
	1. 地方交付税	18,137,798	291,643	18,429,441
15. 使用料及び手数料		2,578,888	66,120	2,645,008
	1. 使用料	1,786,491	76,145	1,862,636
	2. 手数料	792,397	△ 10,025	782,372
16. 国庫支出金		36,959,349	1,153,278	38,112,627
	1. 国庫負担金	21,546,044	28,192	21,574,236
	2. 国庫補助金	7,414,300	1,679	7,415,979
	4. 国庫交付金	7,852,381	1,123,407	8,975,788
17. 県支出金		10,271,705	59,286	10,330,991
	2. 県補助金	2,182,033	10,944	2,192,977
	4. 県交付金	1,553,703	48,342	1,602,045
22. 諸 収 入		2,672,524	658	2,673,182
	4. 雑 入	1,824,735	658	1,825,393
23. 市 債		11,730,500	713,800	12,444,300
	1. 市 債	11,730,500	713,800	12,444,300
歳 入 合 計		156,025,284	2,284,785	158,310,069

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		662,128 <sup>千円</sup>	4,920 <sup>千円</sup>	667,048 <sup>千円</sup>
	1. 議 会 費	662,128	4,920	667,048

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		20,205,824 <sup>千円</sup>	124,406 <sup>千円</sup>	20,330,230 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	11,627,511	28,159	11,655,670
	3. 徴税費	1,374,892	74,809	1,449,701
	4. 戸籍住民基本台帳費	951,263	32,137	983,400
	5. 選挙費	308,338	△ 7,187	301,151
	6. 統計調査費	30,216	74	30,290
	7. 監査委員費	64,651	△ 3,586	61,065
3. 民生費		70,213,237	478,851	70,692,088
	1. 社会福祉費	33,418,569	△ 19,954	33,398,615
	2. 児童福祉費	23,674,490	475,169	24,149,659
	3. 生活保護費	12,929,312	22,123	12,951,435
4. 衛生費		16,096,416	219,607	16,316,023
	1. 保健衛生費	7,308,083	△ 898	7,307,185
	2. 保健所費	2,231,143	105,970	2,337,113
	3. 清掃費	5,818,519	114,535	5,933,054
5. 労働費		114,890	2,335	117,225
	1. 労働諸費	114,890	2,335	117,225
6. 農林水産業費		742,388	3,573	745,961
	1. 農林費	742,388	3,573	745,961
7. 商工費		1,518,395	△ 6,261	1,512,134
	1. 商工費	1,518,395	△ 6,261	1,512,134

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 観光費		1,162,410 <sup>千円</sup>	24,431 <sup>千円</sup>	1,186,841 <sup>千円</sup>
	1. 観光費	1,162,410	24,431	1,186,841
9. 土木費		9,935,439	60,138	9,995,577
	1. 土木管理費	136,601	△ 2,191	134,410
	2. 道路橋梁費	3,558,087	25,710	3,583,797
	3. 河川費	319,513	△ 2,050	317,463
	4. 都市計画費	4,005,830	17,214	4,023,044
	6. 住宅費	558,754	21,455	580,209
10. 消防費		4,292,346	62,881	4,355,227
	1. 消防費	4,292,346	62,881	4,355,227
11. 教育費		12,622,446	1,309,904	13,932,350
	1. 教育総務費	3,128,616	△ 91,230	3,037,386
	2. 小学校費	2,342,260	943,417	3,285,677
	3. 中学校費	1,435,627	443,320	1,878,947
	4. 高等学校費	940,414	△ 31,500	908,914
	5. 幼稚園費	807,013	△ 4,100	802,913
	6. 社会教育費	1,339,239	30,997	1,370,236
	7. 保健体育費	2,629,277	19,000	2,648,277
歳出合計		156,025,284	2,284,785	158,310,069

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
議会だより印刷経費	令和4年度から令和5年度まで	5,200 <sup>千円</sup>

事 項	期 間	限 度 額
職員貸与被服購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	千円 17,820
しみんだより印刷経費	令和4年度から 令和5年度まで	42,000
期日前投票所運營業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	9,000
子どもセンター寝具賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	2,500
子どもセンター夜間休日 電話対応業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	5,000
児童虐待防止SNS 相談業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	9,200
がん検診等カルテ印刷経費	令和4年度から 令和5年度まで	1,800
新型コロナウイルス感染症 夜間電話相談等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	33,800
新型コロナウイルス感染症情報把握・ 管理支援システムデータ入力等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	96,000
新型コロナウイルス感染症 発生動向調査等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	134,000
新型コロナウイルス感染症陽性者 登録センター運営等業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	37,400
オンラインこころのケア 相談業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	4,700
道路橋梁維持補修経費	令和4年度から 令和5年度まで	80,000
河川浚渫経費	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
公園樹木剪定業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	2,000
西部図書館空調設備賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	6,237
学校給食備品等購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	66,000
指定管理者による奈良市 古市児童館ほか3施設の管理に要する経費	令和5年度から 令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 東里老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 鳥見老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 登美ヶ丘老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 横井老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 杏中老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から 令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市杏南老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市狭川老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市大柳生老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市梅園老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市石打老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市桃香野老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市尾山老人憩の家の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人軽作業場の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ボランティアセンターの管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市転害門前観光駐車場の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館ほか3施設の管理に要する経費	令和5年度から令和7年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら工芸館の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による上深川歴史民俗資料館の管理に要する経費	令和5年度から令和9年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
庁舎等施設整備事業	1,024,000 <sup>千円</sup>	1,028,300 <sup>千円</sup>
義務教育施設整備事業	1,820,700	2,513,200
社会教育施設整備事業	100,700	117,700
計	11,730,500	12,444,300

令和4年度奈良市国民健康保険  
特別会計補正予算（第2号）

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,796,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		2,511,487 <sup>千円</sup>	38,275 <sup>千円</sup>	2,549,762 <sup>千円</sup>
	2. 基金繰入金	—	38,275	38,275
6. 繰越金		36,970	21,084	58,054
	1. 繰越金	36,970	21,084	58,054
歳入合計		36,736,970	59,359	36,796,329

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		76,833 <sup>千円</sup>	59,359 <sup>千円</sup>	136,192 <sup>千円</sup>
	1. 還付及び 還付加算金	76,333	59,359	135,692
歳出合計		36,736,970	59,359	36,796,329

令和4年度奈良市土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款・項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		千円 251,760	千円 △ 2,303	千円 249,457
	1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	251,760	△ 2,303	249,457
2. J R奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		284,090	2,303	286,393
	1. J R奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	284,090	2,303	286,393
歳 出 合 計		1,074,000	—	1,074,000

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第7号)

1. 総括

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	18,137,798	291,643	18,429,441
15 使用料及び手数料	2,578,888	66,120	2,645,008
16 国庫支出金	36,959,349	1,153,278	38,112,627
17 県支出金	10,271,705	59,286	10,330,991
22 諸収入	2,672,524	658	2,673,182
23 市債	11,730,500	713,800	12,444,300
歳 入 合 計	156,025,284	2,284,785	158,310,069

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	662,128	4,920	667,048				4,920	
2 総務費	20,205,824	124,406	20,330,230	153,876	4,300	△10,025	△23,745	
3 民生費	70,213,237	478,851	70,692,088	206,073			272,778	
4 衛生費	16,096,416	219,607	16,316,023	82,968		76,803	59,836	
5 労働費	114,890	2,335	117,225				2,335	
6 農林水産業費	742,388	3,573	745,961				3,573	
7 商工費	1,518,395	△6,261	1,512,134				△6,261	
8 観光費	1,162,410	24,431	1,186,841				24,431	
9 土木費	9,935,439	60,138	9,995,577				60,138	
10 消防費	4,292,346	62,881	4,355,227	58,000			4,881	
11 教育費	12,622,446	1,309,904	13,932,350	711,647	709,500		△111,243	
歳 出 合 計	156,025,284	2,284,785	158,310,069	1,212,564	713,800	66,778	291,643	
				一般財源内訳		地方交付税		291,643

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	18,137,798	291,643	18,429,441	1 地方交付税	291,643	普通交付税	
計	18,137,798	291,643	18,429,441				

第12款 地方交付税

第15款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生使用料	410,618	76,145	486,763	2 診療所費使用料	76,145	休日夜間応急診療所使用料
計	1,786,491	76,145	1,862,636			

第15款 使用料及び手数料

第15款 使用料及び手数料

第2項 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務手数料	143,725	△10,025	133,700	8 税務総務費手数料	△369	証明手数料	
				10 戸籍住民基本台帳費手数料	△9,656	戸籍謄抄本手数料 住民票写し手数料 印鑑証明手数料	△1,225 △5,218 △3,213
計	792,397	△10,025	782,372				

第15款 使用料及び手数料

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 衛生費国庫負担金	1,889,972	28,192	1,918,164	1 保健予防費負担金	28,192	感染症発生動向調査事業費負担金	
計	21,546,044	28,192	21,574,236				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	4,884,632	519	4,885,151	7 児童福祉総務費補助金	519	子育て短期支援事業費補助金	
3 衛生費国庫補助金	1,345,190	1,160	1,346,350	4 母子保健費補助金	1,160	母子保健対策強化事業補助金	
計	7,414,300	1,679	7,415,979				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫交付金	3,614,050	351,307	3,965,357	1 一般管理費国庫交付金	351,307	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫交付金	3,510,955	94,790	3,605,745	5 児童措置費交付金	94,790	施設型給付費交付金
7 教育費国庫交付金	239,637	677,310	916,947	1 小学校施設整備事業費交付金	463,423	小学校太陽光発電等導入事業交付金
				2 中学校施設整備事業費交付金	213,887	中学校太陽光発電等導入事業交付金
計	7,852,381	1,123,407	8,975,788			

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1,907,528	10,944	1,918,472	4 児童福祉総務費補助金	519	子育て短期支援事業費補助金	
				5 児童措置費補助金	10,425	施設型給付費補助金	
計	2,182,033	10,944	2,192,977				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県交付金	1,306,565	29,726	1,336,291	2 児童措置費交付金	29,726	施設型給付費交付金	
3 衛生費県交付金	41,350	18,616	59,966	3 保健予防費交付金	18,616	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	
計	1,553,703	48,342	1,602,045				

第17款 県支出金

第22款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 雑入	1,824,564	658	1,825,222	4 衛生費雑入	658	その他雑入	
計	1,824,735	658	1,825,393				

第22款 諸収入

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務債	1,474,800	4,300	1,479,100	1 庁舎等施設整備事業債	4,300	庁舎等施設整備事業債	
9 教育債	2,179,400	709,500	2,888,900	2 義務教育施設整備事業債	692,500	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債	473,800 218,700
				4 社会教育施設整備事業債	17,000	生涯教育施設整備事業債	
計	11,730,500	713,800	12,444,300				

第23款 市債

3. 歳出  
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	662,128	4,920	667,048	4,920 一般財源	2 給料 3 職員手当等	3,400 1,520	職員給与費等
計	662,128	4,920	667,048	特定財源 一般財源 0 4,920			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	6,758,282	△154,387	6,603,895	一般財源 △154,387	2 給料	△95,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△31,457	
					4 共済費	△27,230	
					18 負担金補助及び交付金	△700	
6 財産管理費	523,918	15,736	539,654	一般財源 15,736	10 需用費	15,736	保健所・教育総合センター管理経費 12,736 庁舎等維持補修経費 3,000
8 自治振興及び出張所並びに連絡所費	356,680	5,504	362,184	一般財源 5,504	10 需用費	5,504	北部出張所管理経費 4,162 都祁行政センター管理経費 1,342
12 情報管理費	893,147	150,000	1,043,147	特定財源 (内訳) 国庫支出金 150,000	17 備品購入費	150,000	情報化推進事業経費
17 男女共同参画施策推進費	17,945	4,133	22,078	一般財源 4,133	10 需用費	1,943	男女共同参画施策事務経費 1,900 男女共同参画センター運営管理経費 2,233
					11 役務費	1,430	
					12 委託料	130	
					17 備品購入費	630	

第2款 総務費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
18 庁舎等施設整備事業費	946,519	7,173	953,692	4,300 特定財源 (内訳) 市債 一般財源 2,873	2	1,300	職員給与費等 男女共同参画センター整備事業 2,873 4,300
					3	843	
					4	730	
					14	4,300	
計	11,627,511	28,159	11,655,670	特定財源 154,300 一般財源 △126,141			

第2款 総務費

## 第2款 総務費

## 第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	764,705	34,809	799,514	特定財源 △221 (内訳) 国庫支出金 148 使用料及び手数料 △369 一般財源 35,030	2 給料	15,000	職員給与費等
					3 職員手当等	6,809	
					4 共済費	13,000	
2 賦課徴収費	610,187	40,000	650,187	一般財源 40,000	22 償還金利子及び割引料	40,000	自主納税促進経費
計	1,374,892	74,809	1,449,701	特定財源 △221 一般財源 75,030			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	951,263	32,137	983,400	特定財源 △5,928  (内訳) 国庫支出金 3,728 使用料及び手数料 △9,656  一般財源 38,065	2	20,000	職員給与費等 戸籍住民基本台帳事務経費 29,787 2,350
					3	3,287	
					4	6,500	
					11	2,350	
計	951,263	32,137	983,400	特定財源 △5,928 一般財源 38,065			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	68,338	△7,187	61,151	一般財源 △7,187	2 給料	△4,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,187	
					4 共済費	△1,000	
計	308,338	△7,187	301,151	特定財源 一般財源 △7,187			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	15,421	74	15,495	74 一般財源	2 給料 3 職員手当等	△400 474	職員給与費等
計	30,216	74	30,290	0 特定財源 74 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	64,651	△3,586	61,065	一般財源 △3,586	2 給料 △4,000	3 職員手当等 914	職員給与費等
					4 共済費 △500		
計	64,651	△3,586	61,065	特定財源 一般財源 △3,586			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	4,693,528	△21,305	4,672,223	一般財源 △21,305	2	給料	職員給与等 △20,000
					3	職員手当等	△2,305
					4	共済費	1,000
9 人権文化センター費	99,926	1,351	101,277	一般財源 1,351	2	給料	職員給与等 200 東人権文化センター管理経費 819
					3	職員手当等	619
					10	需用費	532
計	33,418,569	△19,954	33,398,615	特定財源 一般財源 0 △19,954			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,689,069	188,746	3,877,815	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金 一般財源	2	給料	職員給与等 子どもの貧困対策事務経費 保育環境改善事業経費 子育て短期支援事業経費
					3	職員手当等	116,612
					4	共済費	6,700
					10	需用費	61,054
					12	委託料	4,380
					18	負担金補助及び交付金	
					2	給料	85,000
					3	職員手当等	21,612
3 認定こども園費	5,465,533	217,728	5,683,261	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金 一般財源	2	給料	職員給与等 認定こども園運営管理経費 認定こども園等施設型給付経費
					3	職員手当等	767
					4	共済費	17,961
					10	需用費	199,000
					18	負担金補助及び交付金	
					2	給料	3,087
					3	職員手当等	△2,820
					4	共済費	500
4 保育所費	734,523	67,595	802,118	一般財源	2	給料	職員給与等 保育所運営管理経費
					3	職員手当等	62,979
					4	共済費	4,616
					10	需用費	
					2	給料	39,500
					3	職員手当等	14,875
4	共済費	8,604					
10	需用費	4,616					

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源の内訳	節		説明
					区分	金額	
8 学童保育費	1,231,298	1,100	1,232,398	特定財源 1,100  (内訳) 国庫支出金 1,100	10 需用費	1,100	学童保育経費
計	23,674,490	475,169	24,149,659	特定財源 204,833 一般財源 270,336			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	583,312	22,123	605,435	特定財源 1,240 (内訳) 国庫支出金 1,240 一般財源 20,883	3	職員手当等	職員給与等 セーフティネット支援対策等事業経費
					4	共済費	20,883
					18	負担金補助及び交付金	1,240
計	12,929,312	22,123	12,951,435	特定財源 1,240 一般財源 20,883			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	190,866	1,513	192,379	一般財源 1,513	2 給料	913	職員給与費等
					3 職員手当等	200	
					4 共済費	400	
計	190,866	1,513	192,379	特定財源 一般財源 0 1,513			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	1,067,120	△74,440	992,680	一般財源 △74,440	2 給料	△20,100	職員給与費等
					3 職員手当等	△51,640	
					4 共済費	△2,700	
					2 給料	100	
3 墓地火葬場費	310,837	△5,397	305,440	一般財源 △5,397	3 職員手当等	△5,497	職員給与費等
4 診療所費	653,863	76,145	730,008	特定財源 (内訳) 使用料及び手数料 76,145	10 需用費	695	休日夜間応急診療所運営管理経費
					12 委託料	75,450	
5 母子保健費	389,892	2,353	392,245	特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,160 一般財源 1,193	1 報酬	27	乳幼児及び妊産婦健康診査経費
					8 旅費	6	
					10 需用費	10	
					17 備品購入費	2,310	
6 保健センター運営費	7,001	941	7,942	特定財源 (内訳) 諸収入 658 一般財源 283	10 需用費	941	保健センター管理経費

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 保健衛生施設 整備事業費	143,753	△500	143,253	一般財源 △500	3 職員手当等	△500	職員給与費等
計	7,308,083	△898	7,307,185	特定財源 77,963 一般財源 △78,861			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	639,759	△4,030	635,729	△4,030 一般財源	3 職員手当等	△4,030	職員給与費等
2 保健予防費	1,395,287	110,000	1,505,287	81,808 特定財源 (内訳) 国庫支出金 63,192 県支出金 18,616 28,192 一般財源	12 委託料	110,000	感染症予防対策経費
計	2,231,143	105,970	2,337,113	81,808 特定財源 24,162 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,374,527	68,353	1,442,880	一般財源 68,353	2 給料	27,000	職員給与費等 環境清美施設管理経費 65,116 3,237
					3 職員手当等	24,116	
					4 共済費	14,000	
					10 需用費	3,237	
					2 給料	△10,000	
2 塵芥処理費	1,726,323	6,532	1,732,855	一般財源 6,532	3 職員手当等	13,032	
					4 共済費	3,500	
					10 需用費		
4 環境清美工場 維持管理費	1,575,983	39,200	1,615,183	一般財源 39,200	10 需用費	39,200	焼却炉管理経費 工場維持補修経費 10,000 29,200
					3 職員手当等	250	
7 清掃施設整備 事業費	351,373	450	351,823	一般財源 450	4 共済費	200	
計	5,818,519	114,535	5,933,054	特定財源 一般財源 0 114,535			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	114,890	2,335	117,225	一般財源 2,335	2 給料	900	職員給与費等
					3 職員手当等	235	
					4 共済費	1,200	
計	114,890	2,335	117,225	特定財源 一般財源 2,335			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	86,834	△7,886	78,948	一般財源 △7,886	2 給料	△6,500	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,986	
					4 共済費	600	
2 農業総務費	60,518	14,580	75,098	一般財源 14,580	2 給料	6,500	職員給与費等
					3 職員手当等	5,380	
					4 共済費	2,700	
4 土地基盤整備 事業費	156,735	△3,121	153,614	一般財源 △3,121	2 給料	△900	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,221	
					4 共済費	△1,000	
計	742,388	3,573	745,961	特定財源 一般財源 0 3,573			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	121,040	△6,261	114,779	一般財源 △6,261	2 給料 △4,000	3 職員手当等 △2,261	職員給与費等
計	1,518,395	△6,261	1,512,134	特定財源 一般財源 △6,261			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 観光総務費	210,754	1,431	212,185	一般財源 1,431	2 給料 3 職員手当等	△2,000 3,431	職員給与費等	
2 観光振興費	845,569	23,000	868,569	一般財源 23,000	12 委託料	23,000	針テラス運営管理経費	
計	1,162,410	24,431	1,186,841	特定財源 一般財源 0 24,431				

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	67,219	△2,191	65,028	一般財源 △2,191	2 給料 △1,900	3 職員手当等 △291	職員給与費等
計	136,601	△2,191	134,410	特定財源 一般財源 0 △2,191			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	1,020,463	△8,300	1,012,163	一般財源 △8,300	2	給料 △4,000	職員給与費等
					3	職員手当等 △1,900	
					4	共済費 △2,400	
					3	職員手当等 △410	
2 道路橋梁維持費	1,013,830	△410	1,013,420	一般財源 △410			職員給与費等
3 道路橋梁新設改良費	1,523,794	34,420	1,558,214	一般財源 34,420	2	給料 16,000	職員給与費等
					3	職員手当等 10,420	
					4	共済費 8,000	
計	3,558,087	25,710	3,583,797	特定財源 0 一般財源 25,710			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	20,937	△2,560	18,377	一般財源 △2,560	2 給料	△1,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,060	
					4 共済費	△500	
					3 職員手当等	510	
3 河川堤防改修費	178,576	510	179,086	一般財源 510			職員給与費等
計	319,513	△2,050	317,463	特定財源 一般財源 0 △2,050			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	626,483	23,720	650,203	一般財源 23,720	2	給料	職員給与費等 13,900
					3	職員手当等	5,770
					4	共済費	4,050
4 街路事業費	832,871	△14,479	818,392	一般財源 △14,479	2	給料	職員給与費等 △6,579
					3	職員手当等	△4,900
					4	共済費	△3,000
10 公園事業費	563,997	3,785	567,782	一般財源 3,785	2	給料	職員給与費等 △1,000
					3	職員手当等	4,785
11 駐車場管理費	66,122	4,188	70,310	一般財源 4,188	10	需用費	J R 奈良駅駐車場管理経費 4,188
計	4,005,830	17,214	4,023,044	特定財源 0 一般財源 17,214			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	396,262	23,464	419,726	一般財源 23,464	2	給料 10,079	職員給与費等
					3	職員手当等 6,385	
					4	共済費 7,000	
2 公営住宅整備 事業費	162,492	△2,009	160,483	一般財源 △2,009	2	給料 △1,000	職員給与費等
					3	職員手当等 △459	
					4	共済費 △550	
計	558,754	21,455	580,209	特定財源 0 一般財源 21,455			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
1 常備消防費	3,718,650	62,320	3,780,970	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	3 職員手当等	△561	職員給与等 消防庁舎管理経費 消防活動経費 △561 4,881 58,000	
					10 需用費	4,881		
					17 備品購入費	58,000		
5 消防施設費	418,471	561	419,032	一般財源	3 職員手当等	561	職員給与等	
計	4,292,346	62,881	4,355,227	特定財源 一般財源				

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,467,853	△54,034	1,413,819	一般財源 △54,034	2 給料	△20,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△11,930	
					4 共済費	△22,604	
					18 負担金補助及び交付金	500	
2 教育振興費	1,320,070	△37,196	1,282,874	一般財源 △37,196	2 給料	△19,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△10,696	
					4 共済費	△7,500	
計	3,128,616	△91,230	3,037,386	特定財源 一般財源 △91,230			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	849,830	△7,600	842,230	一般財源 △7,600	2 給料 △5,000		職員給与費等
2 小学校教育振 興費	65,986	13,717	79,703	特定財源 (内訳) 国庫支出金 13,717	3 職員手当等 △100		要・準要保護児童就学援助経費 10,367 小学校特別支援教育就学奨励経費 3,350
					4 共済費 △2,500		
					19 扶助費 13,717		
4 小学校施設整 備事業費	1,185,318	937,300	2,122,618	特定財源 (内訳) 国庫支出金 463,423 市債 473,800 一般財源 77	12 委託料 19,500		小学校施設整備事業
					14 工事請負費 917,800		
計	2,342,260	943,417	3,285,677	特定財源 950,940 一般財源 △7,523			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	447,596	100	447,696	一般財源 100	3 職員手当等	100	職員給与費等
2 中学校教育振 興費	104,508	10,620	115,128	特定財源 10,620 (内訳) 国庫支出金 10,620	19 扶助費	10,620	要・準要保護生徒就学援助経費 9,670 中学校特別支援教育就学奨励経費 950
4 中学校施設整 備事業費	759,206	432,600	1,191,806	特定財源 432,587 (内訳) 国庫支出金 213,887 市債 218,700 一般財源 13	12 委託料 14 工事請負費	9,000 423,600	中学校施設整備事業
計	1,435,627	443,320	1,878,947	特定財源 443,207 一般財源 113			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	935,055	△31,500	903,555	一般財源 △31,500	2 給料	△11,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,200	
					4 共済費	△18,500	
					18 負担金補助及び交付金	200	
計	940,414	△31,500	908,914	特定財源 一般財源 △31,500			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	807,013	△4,100	802,913	一般財源 △4,100	2 給料	△5,500	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,600	
					4 共済費	4,000	
計	807,013	△4,100	802,913	特定財源 一般財源 △4,100			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 図書館費	235,113	12,190	247,303	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	10 需用費	2,190	中央図書館管理経費, 西部図書館管理経費 北部図書館管理経費 10,000 1,667 523
					12 委託料	10,000	
6 文化財費	136,838	1,807	138,645	一般財源	10 需用費	1,807	埋蔵文化財調査センター管理経費
10 社会教育施設 整備事業費	103,730	17,000	120,730	特定財源 (内訳) 市債	10 需用費	60	社会教育施設整備事業
					11 役員費	470	
					14 工事請負費	16,470	
計	1,339,239	30,997	1,370,236	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,446,183	19,000	2,465,183	一般財源 19,000	10 需用費 3,000	17 備品購入費 16,000	学校給食事務経費
計	2,629,277	19,000	2,648,277	特定財源 0 一般財源 19,000			

第11款 教育費

#### 4. 給与費明細書

##### 1. 会計年度任用職員

##### (1) 総括

区分	職員数(人)	給与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	201[2,420]	2,701,416	508,725	353,192	4,089,013	
補正前	201[2,418]	2,701,389	508,725	353,192	4,088,986	
比較	[2]	27		27	27	

(単位 千円)

[ ]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
職員手当の内訳	16,236	13,776	1,094	322,086
比較	16,236	13,776	1,094	322,086

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	27	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	27	

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定	財 源			一 般 財 源	
							国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
議 会 だ よ り 印 刷 経 費	5,200			令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	5,200						5,200
職 員 貸 与 被 服 購 入 経 費	17,820			令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	17,820						17,820
し み ん だ よ り 印 刷 経 費	42,000			令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	42,000						42,000
期 日 前 投 票 所 運 営 業 務 委 託	9,000			令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	9,000	9,000					-

子どもセンター寝具賃借料	2,500				2,500	2,500				2,500
子どもセンター夜間休日 電話対応業務委託	5,000				5,000	2,500				2,500
児童虐待防止SNS 相談業務委託	9,200				9,200	4,600				4,600
がん検診等カルテ印刷経費	1,800				1,800	183				1,617
新型コロナウイルス感染症 夜間電話相談等業務委託	33,800				33,800	23,725				10,075
新型コロナウイルス感染症 情報把握・管理支援システム データ入力等業務委託	96,000				96,000	48,000				48,000

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 以 降 の 額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
新型コロナウイルス感染症発生動向調査等業務委託	134,000			令和4年度から令和5年度まで	134,000	67,000				67,000	
新型コロナウイルス感染症陽性者登録センター運営等業務委託	37,400			令和4年度から令和5年度まで	37,400	37,400				-	
オンラインところどころのケア相談業務委託	4,700			令和4年度から令和5年度まで	4,700	3,525				1,175	
道路橋梁維持補修経費	80,000			令和4年度から令和5年度まで	80,000		80,000			-	
河川浚渫経費	3,000			令和4年度から令和5年度まで	3,000		3,000			-	

公園樹木剪定業務委託	2,000			令和4年度 から 令和5年度 まで	2,000				2,000	
西部図書館空調設備賃借料	6,237			令和4年度 から 令和5年度 まで	6,237				6,237	
学校給食備品等購入経費	66,000			令和4年度 から 令和5年度 まで	66,000				66,000	
指定管理者による奈良市 古の児童館ほかに要する経費	協定に基づき 協定した指定 期間中における 管理に要する 額			令和5年度 から 令和7年度 まで	限度額 に同じ				全額	
指定管理者による奈良市 東里老人憩の経費	協定に基づき 協定した指定 期間中における 管理に要する 額			令和5年度 から 令和9年度 まで	限度額 に同じ				全額	
指定管理者による奈良市 鳥見老人憩の経費	協定に基づき 協定した指定 期間中における 管理に要する 額			令和5年度 から 令和9年度 まで	限度額 に同じ				全額	

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指 定 市 登 美 ヶ 丘 老 人 憩 の 管 理 に 要 する 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 市 横 井 老 人 憩 の 管 理 に 要 する 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 市 杏 南 老 人 憩 の 管 理 に 要 する 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 市 八 条 老 人 憩 の 管 理 に 要 する 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 市 奈 良 老 人 憩 の 管 理 に 要 する 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額

指奈の管理 指定市東之管理 管理に要する 者老人憩る による家費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における管 理に要す る額				令和5年度 から令和9 年度まで	限度額 に同じ				全額
指奈の管理 指定市原田 管理に要する 者老人憩る による家費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における管 理に要す る額				令和5年度 から令和9 年度まで	限度額 に同じ				全額
指奈の管理 指定市狭川 管理に要する 者老人憩る による家費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における管 理に要す る額				令和5年度 から令和9 年度まで	限度額 に同じ				全額
指奈の管理 指定市古市 管理に要する 者老人憩る による家費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における管 理に要す る額				令和5年度 から令和9 年度まで	限度額 に同じ				全額
指奈の管理 指定市大柳 管理に要する 者老人憩る による家費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における管 理に要す る額				令和5年度 から令和9 年度まで	限度額 に同じ				全額
指奈の管理 指定市梅園 管理に要する 者老人憩る による家費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における管 理に要す る額				令和5年度 から令和9 年度まで	限度額 に同じ				全額

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指 定 市 奈 良 市 石 打 老 人 憩 屋 の 管 理 に 要 する 経 費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における 管理に要 する額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限度額 に同じ					全 額
指 定 市 奈 良 市 桃 香 老 人 憩 屋 の 管 理 に 要 する 経 費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における 管理に要 する額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限度額 に同じ					全 額
指 定 市 奈 良 市 尾 山 老 人 憩 屋 の 管 理 に 要 する 経 費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における 管理に要 する額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限度額 に同じ					全 額
指 定 市 奈 良 市 田 原 老 人 軽 作 業 場 の 管 理 に 要 する 経 費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における 管理に要 する額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限度額 に同じ					全 額
指 定 市 奈 良 市 博 朗 ティア セン ター の 管 理 に 要 する 経 費	協定に基づき 決定した指 定期間中 における 管理に要 する額			令 和 5 年 度 令 和 9 年 度 まで	限度額 に同じ					全 額

指定管理者による 奈良市転写管理に要する の費用	協定に基づき 決定した指定期間中 における管理に要する 額				令和5年度 から 令和9年度 まで	限度額 に同じ			全額
指定管理者による奈良市 月ヶ瀬梅の資料館ほかに 3施設の管理に要する経 費	協定に基づき 決定した指定期間中 における管理に要する 額				令和5年度 から 令和7年度 まで	限度額 に同じ			全額
指定管理者による 館費	協定に基づき 決定した指定期間中 における管理に要する 額				令和5年度 から 令和9年度 まで	限度額 に同じ			全額
指定管理者による 深川歴史民俗資料館 の管理に要する経費	協定に基づき 決定した指定期間中 における管理に要する 額				令和5年度 から 令和9年度 まで	限度額 に同じ			全額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査 ( 単位 千円 )					
区 分	補 正 前		補 正 後		当該年度末現在高見込額
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	7,548,500	94,703,131	8,262,300	95,416,931	
(2) 教 育	2,601,200	26,810,097	3,310,700	27,519,597	
(4) そ の 他	1,858,300	33,379,367	1,862,600	33,383,667	
合 計	11,730,500	188,348,844	12,444,300	189,062,644	

2. 国民健康保険特別会計  
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	2,511,487	38,275	2,549,762
6 繰越金	36,970	21,084	58,054
歳 入 合 計	36,736,970	59,359	36,796,329

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債		そ の 他
7 諸支出金	76,833	59,359	136,192			59,359	
歳 出 合 計	36,736,970	59,359	36,796,329			59,359	
				一般財源内訳			
				繰入金			38,275
				繰越金			21,084

2. 歳入

第5款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	—	38,275	38,275	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	38,275	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	—	38,275	38,275			

国民健康保険特別会計

第6款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	36,970	21,084	58,054	1 繰越金	21,084	歳計剰余繰越金
計	36,970	21,084	58,054			

国民健康保険特別会計

3. 歳出  
第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	36,970	59,359	96,329	一般財源 59,359	22 償還金利子及 び割引料	59,359	国民健康保険償還金
計	76,333	59,359	135,692	特定財源 0 一般財源 59,359			

国民健康保険特別会計

3. 土地区画整理事業特別会計  
 (1) 土地区画整理事業特別会計歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	251,760	△2,303	249,457				△2,303
2 J R奈良駅南地区土地区画整理事業費	284,090	2,303	286,393				2,303
歳 出 合 計	1,074,000	—	1,074,000				—

2. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	251,760	△2,303	249,457	△2,303 一般財源	2 給料 3 職員手当等	△1,000 △1,303	職員給与費等
計	251,760	△2,303	249,457	特定財源 一般財源			

土地区画整理事業特別会計

第2款 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	284,090	2,303	286,393	一般財源 2,303	2 給料	1,000	職員給与費等
					3 職員手当等	1,303	
計	284,090	2,303	286,393	特定財源 一般財源 2,303			

土地区画整理事業特別会計

## 奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定しようとする。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第6条第2項において「令」という。）において使用する用語の例による。

(開示請求の手續)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面に

より通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(個人情報保護審議会)

第9条 次に掲げる事務を行うために、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定による機関として、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 次に掲げる事項について実施機関の諮問に応じ調査審議すること。

ア この条例の改正又は廃止に関すること。

イ 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準に関すること。

ウ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

（審議会の調査権限）

第10条 審議会は、審査請求に係る事件に関し調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等（開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、保有個人情報（開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下この項及び第3項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 処分庁等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、審査請求に係る事件に関し調査審議を行うため必要があると認めるときは、処分庁等に対し、保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は処分庁等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその把握している事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第11条 審議会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第12条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付）

第13条 審議会は、第10条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料（以下「提出資料等」という。）の提出があったときは、当該提出資料等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該提出資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る提出資料等を提出した審査請求人等の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第14条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第15条 審議会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（運用状況の公表）

第16条 市長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまと

め、公表するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第18条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良市個人情報保護条例及び奈良市特定個人情報保護条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)

(2) 奈良市特定個人情報保護条例(平成27年奈良市条例第30号)

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項第1号の規定による廃止前の奈良市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第11条に規定する事務若しくは業務に関して知り得た又は旧個人情報保護条例第12条に規定する職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

4 施行日前に旧個人情報保護条例第14条、第27条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例第

- 2条第4号に規定する保有個人情報（附則第6項において「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 旧個人情報保護条例の廃止前に行った旧個人情報保護条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第43条第1項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に第9条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第43条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前に旧個人情報保護条例第41条第1項の規定により、旧審議会に諮問された事項は、第9条第1項の規定により設置された審議会に諮問されたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、旧個人情報保護条例第44条から第49条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 11 附則第9項に規定する者が、施行日前に旧個人情報保護条例第43条第5項の規定による職務上知り得た秘密を、この条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 次に掲げる者に係る附則第2項第2号の規定による廃止前の奈良市特定個人情報保

護条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）第12条（旧特定個人情報保護条例第13条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事務若しくは業務に関して知り得た又は旧特定個人情報保護条例第14条に規定する職務上知り得た旧特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この号及び次号において「旧特定個人情報保護条例実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧特定個人情報保護条例実施機関の職員であった者のうち、旧特定個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧特定個人情報保護条例実施機関から委託を受けた旧特定個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は施行日前において旧特定個人情報保護条例実施機関から委託を受けた旧特定個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

13 施行日前に旧特定個人情報保護条例第16条、第28条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧特定個人情報保護条例第42条第1項の規定により、旧審議会に諮問された事項は、第9条第1項の規定により設置された審議会に諮問されたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、旧特定個人情報保護条例第44条において準用する旧個人情報保護条例第44条から第49条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

15 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第11条並びに奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）第12条及び第13条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び

第67条」に改める。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度が全国的に統一化されることから、現行条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めようとするものである。

## 奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第76の20項の次に次のように加える。

76の 21	建築計画概要 書等の写し交 付手数料	建築基準法施行規則（昭和25年建 設省令第40号）第11条の3第1 項各号に掲げる書類及び道路位置指 定概要書の写しの交付	1件につき  300円
-----------	--------------------------	--	-------------------

別表備考第11項及び第12項中「（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第76の20項の次に次のように加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

### （提案理由）

建築計画概要書等の検索システムを導入することに伴い、受益者負担の観点から、建築計画概要書等の写しの交付手数料を新設するとともに、関係省令の改正が行われたことに伴い、共同住宅における低炭素建築物新築等計画の認定及び変更の認定に係る算定方法の改定を行おうとするものである。

## 奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

(定義)

第1条の2 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条の2第2項中「乳幼児」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

(奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「6歳」を「15歳」に改める。

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「6歳」を「15歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

(1) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の改正規定 令和5年4月1日（以下「第1号施行日」という。）

(2) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定 令和5年6月1日（以下「第2号施行日」という。）  
（実施のための準備）

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の規定により新たに同条の規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、第1号施行日前においても行うことができる。

3 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定により新たにこれらの規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、第2号施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

4 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の規定は、第1号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第1号施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

5 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定は、第2号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第2号施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども医療費の助成の対象を拡大し、併せて現物給付方式による子ども医療費等の助成の対象を拡大するため所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市男女共同参画センター条例の一部改正について

奈良市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

奈良市男女共同参画センター条例（平成14年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「奈良市西之阪町12番地」を「奈良市杉ヶ町23番地」に改める。

第3条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条第1項に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

（開館時間）

第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日（月曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。）
- (4) 12月27日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第4条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第2号中「施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を「き損」を「施設等を毀損」に改める。

第5条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第10条第1項中「利用」を「使用」に、「き損」を「毀損」に改める。

第12条中「利用」を「使用」に改め、同条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第13条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条・第6条関係）

会議室使用料

区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9：00 ～ 12：00	13：00 ～ 17：00	18：00 ～ 21：00	9：00 ～ 17：00	13：00 ～ 21：00	9：00 ～ 21：00
会議室	独占 使用	円 900	円 1,200	円 900	円 2,100	円 2,100	円 3,000
	部分 使用	450	600	450	1,050	1,050	1,500
備考							

- 1 「部分使用」とは、床面積の2分の1以下を使用する場合をいう。
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、独占使用については300円、部分使用については150円とする。
- 3 指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、使用時間の区分を分割して使用することができる。この場合における使用料は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、独占使用については300円、部分使用については150円とする。
- 4 使用者の過半数が次に掲げる者以外の者である場合の使用料は、規定の使用料の額の2倍に相当する額とする。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (3) 市内に存する学校に在学する者

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市長が行った奈良市男女共同参画センターの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った奈良市男女共同参画センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

##### (提案理由)

男女共同参画センターを移転するほか、指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市消防団条例の一部改正について

奈良市消防団条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,030人」を「1,230人」に改める。

第10条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第1号中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

第13条に次の1項を加える。

5 団員が災害、訓練等に出動したときは、別表第2に定める額を出動報酬として支給する。

第14条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第15条第1項中「及び費用弁償」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 費用弁償は、その旅行の都度支給する。

別表第2中「第14条関係」を「第13条関係」に、「出動時費用弁償額」を「出動報酬額」に、「1回当たりの費用弁償額」を「1日当たりの出動報酬額」に改め、同表水火災の項中「水火災」を「災害」に、「4,000」を「8,000」に改め、同項の次に次のように加える。

人命捜索	8,000
------	-------

別表第2警戒の項中「3,000」を「6,000」に改め、同表訓練の項中「2,500」を「5,000」に改め、同表機械器具点検の項及びその他の項中「2,000」

を「4, 000」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 1日の出動時間が4時間未満のときの出動報酬額は、1日当たりの出動報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市消防団条例第13条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害等に係る出動について適用し、施行日前に生じた災害等に係る出動については、なお従前の例による。

(提案理由)

地域支援消防分団を創設することに伴い消防団員の定員を増員するほか、報酬を改定し、消防団員の処遇を改善しようとするものである。

## 奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例 の一部改正について

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「各期」を「入学料及び各期」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

一条高等学校の入学料について、口座振替による徴収を行うため、所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表生涯学習センターの部ビデオ編集室の項を次のように改める。

会議室	1, 140	1, 520	1, 140
-----	--------	--------	--------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

生涯学習センターの施設について、有効利用を促進し、利用者の便に供するため所要の改正を行おうとするものである。

## 工事請負契約の締結について

一条中高一貫校校舎改築その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 一条中高一貫校校舎改築その他工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 3,183,290,000円
- 4 契約の相手方 奈良市高天町43番地1  
REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル301  
一条中高一貫校校舎改築その他工事村本・三和特定建設工事共同企業体  
代表者 村本建設株式会社奈良営業所  
所長 原田 徹雄  
三和建設株式会社  
代表取締役社長 小林 伸嘉

## 一条中高一貫校校舎改築その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市法華寺町1351番地

2. 工事規模

(1) 建築主体工事 一式

校舎増築工事

構造階数 鉄筋コンクリート造 4階建

延床面積 7,167.30㎡ (付属棟6,74㎡鉄骨造平屋建含む)

既存校舎改修工事

延床面積 4,550.79㎡

(2) 解体撤去工事 一式

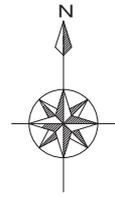
(3) 電気設備工事 一式

(4) 機械設備工事 一式

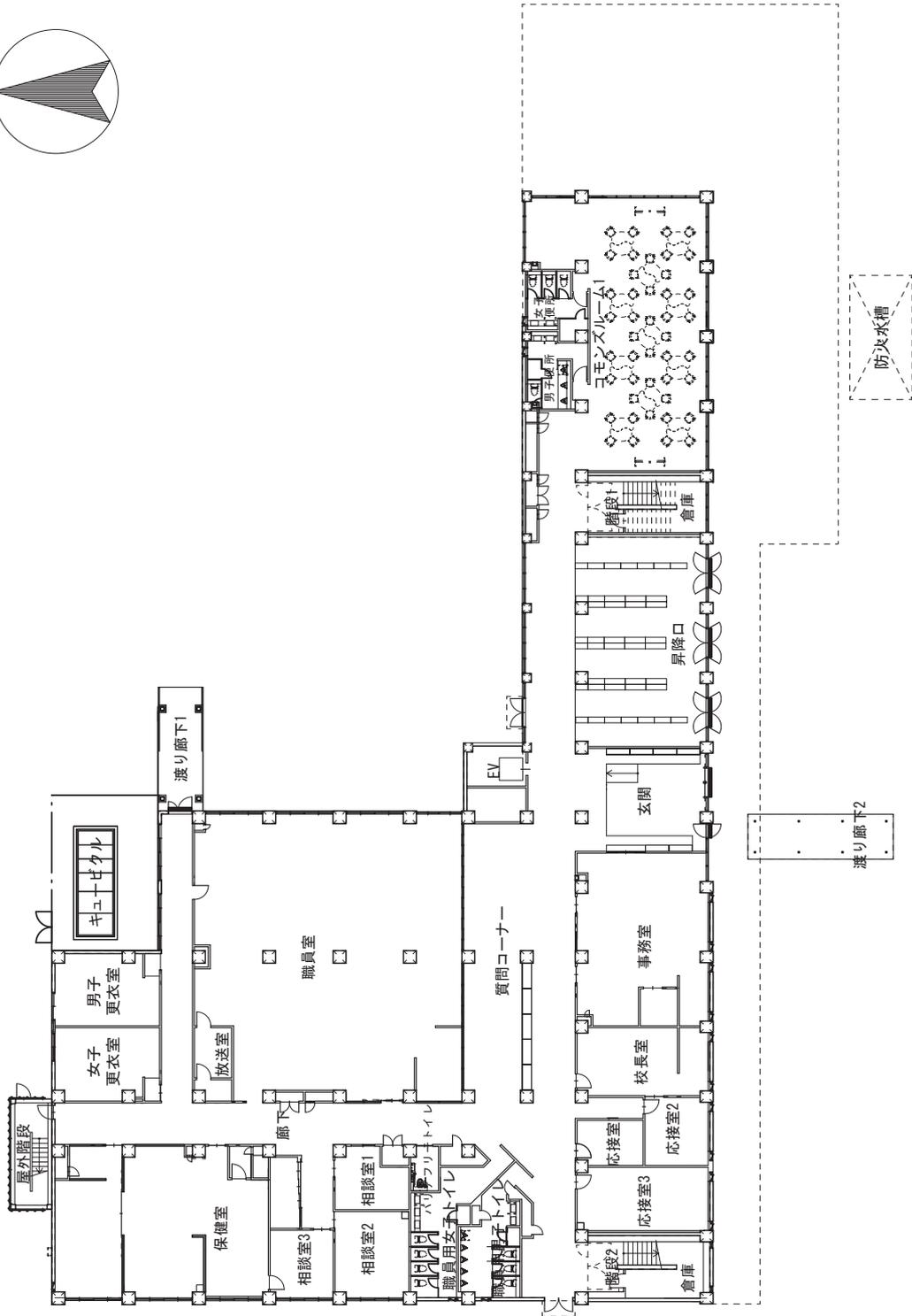
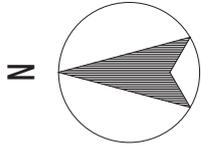
(5) 昇降機設備工事 一式

3. 工期 契約の日から令和7年2月28日まで

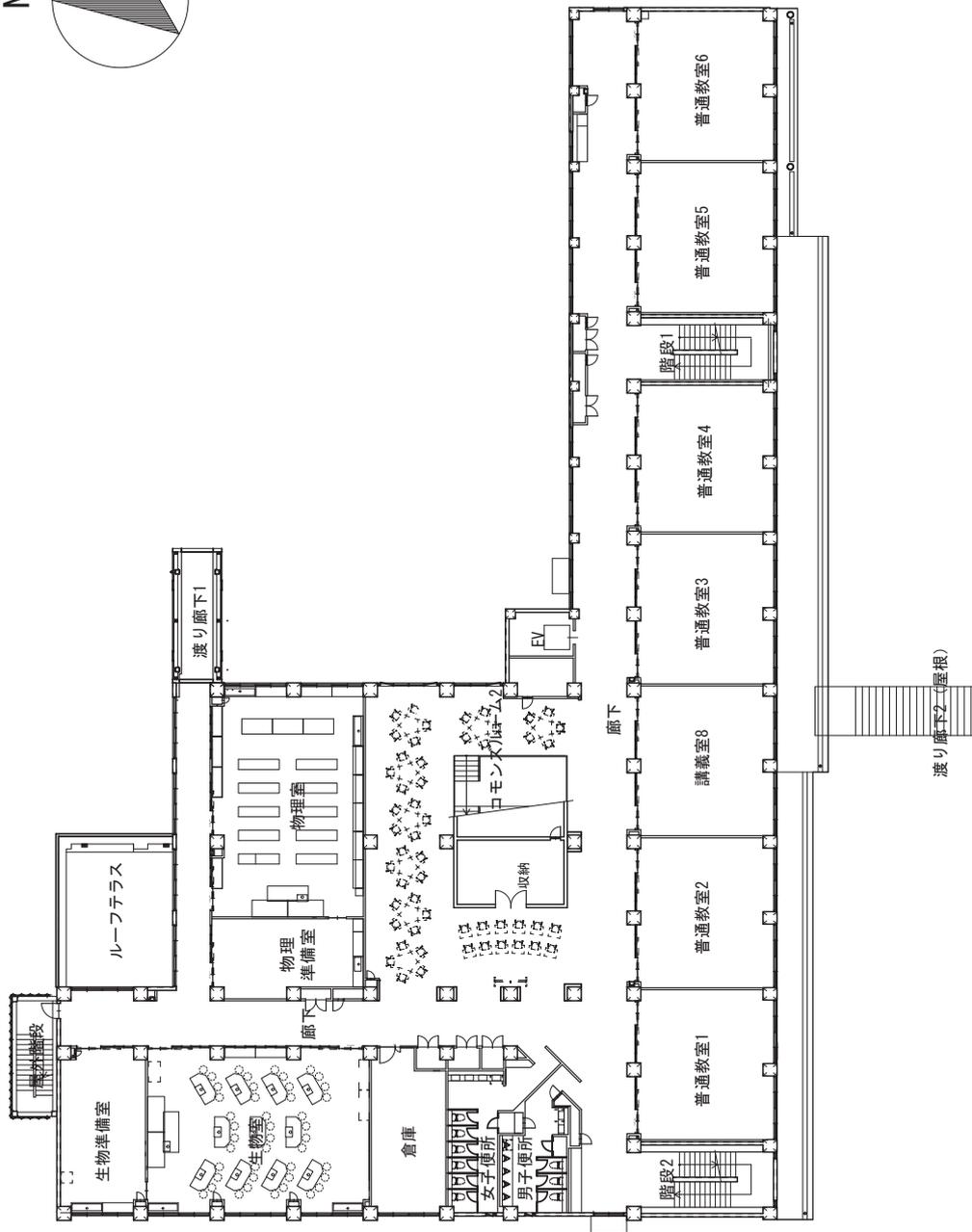
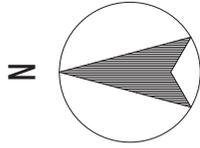
# 位置図



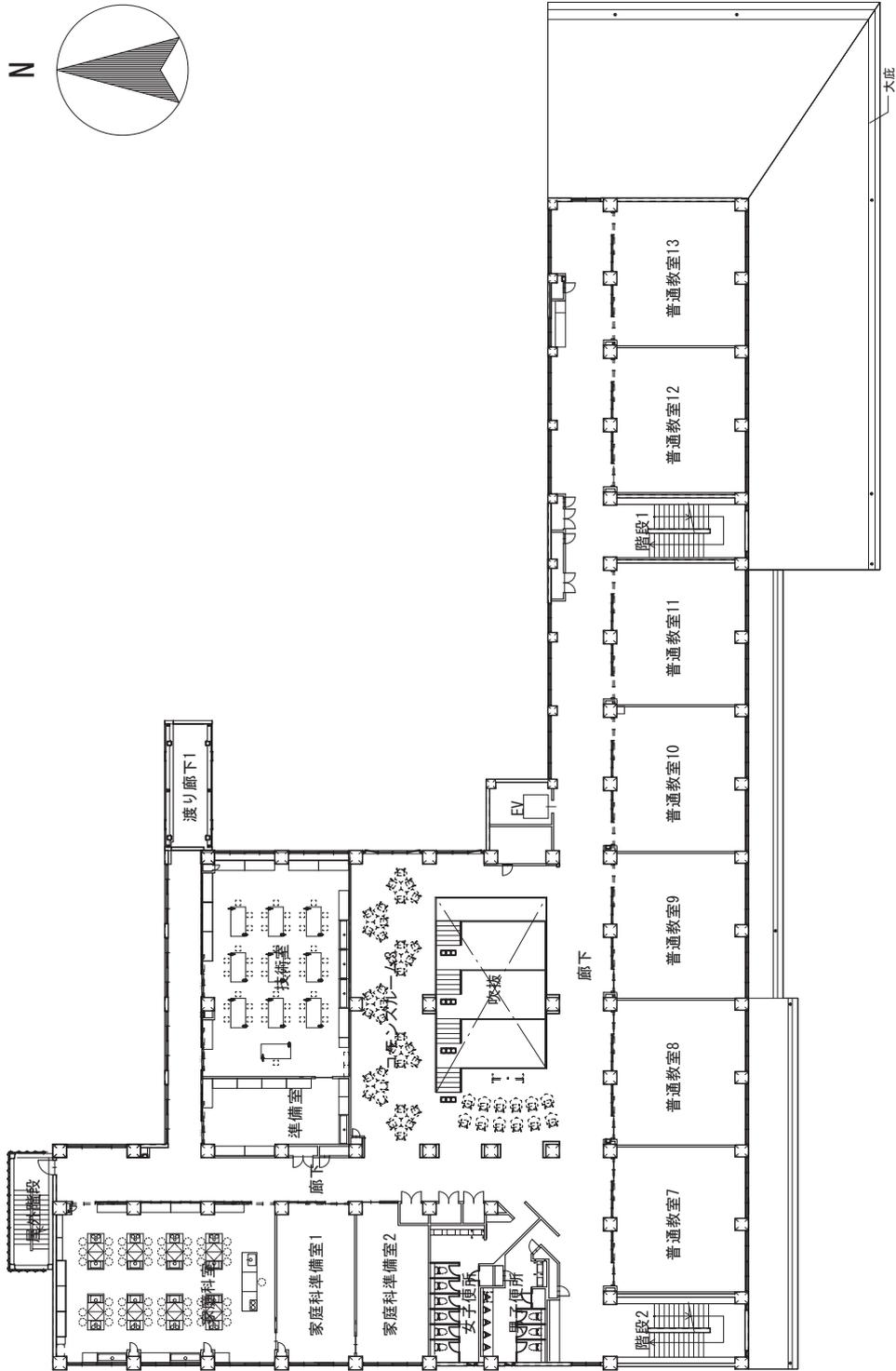
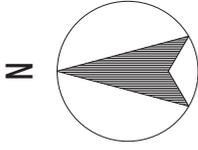




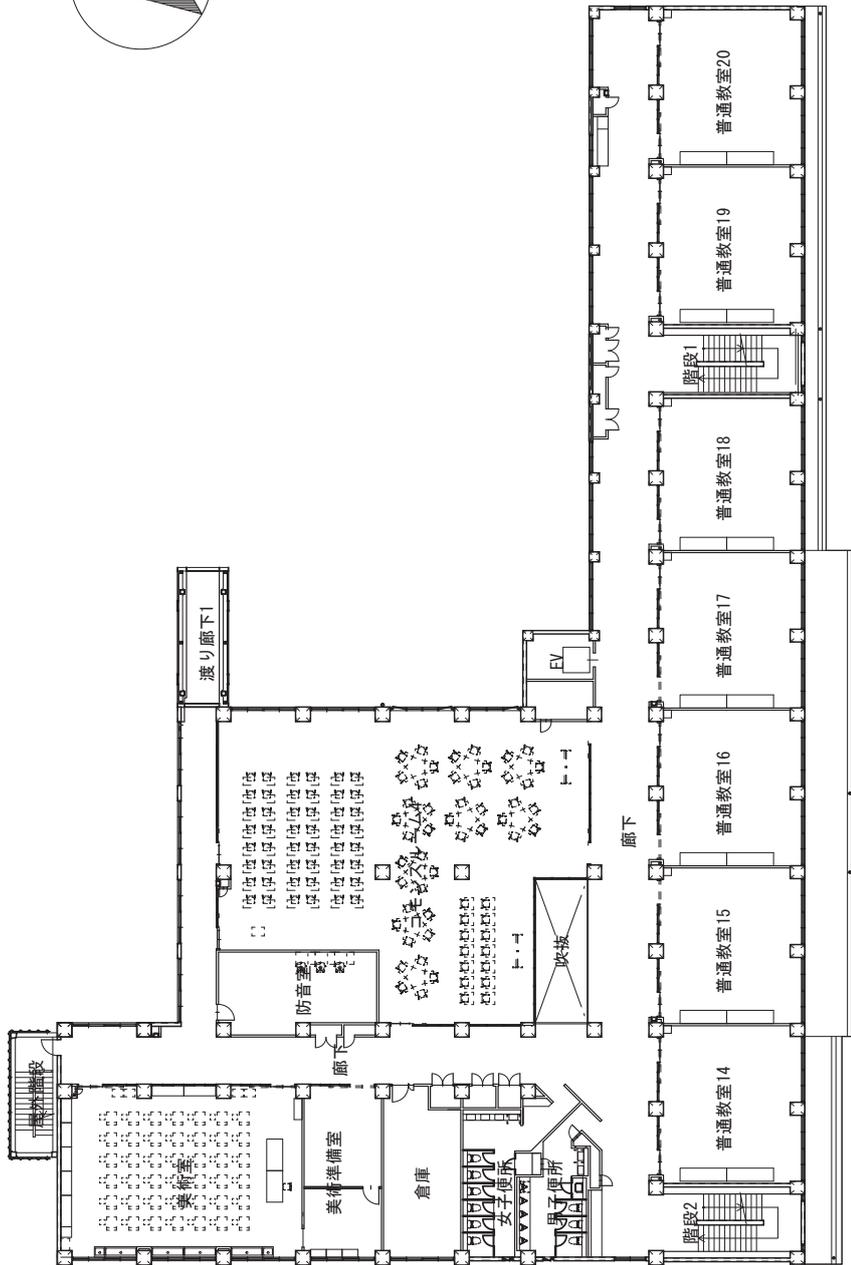
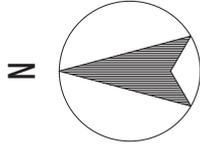
増築校舎棟 1階平面図



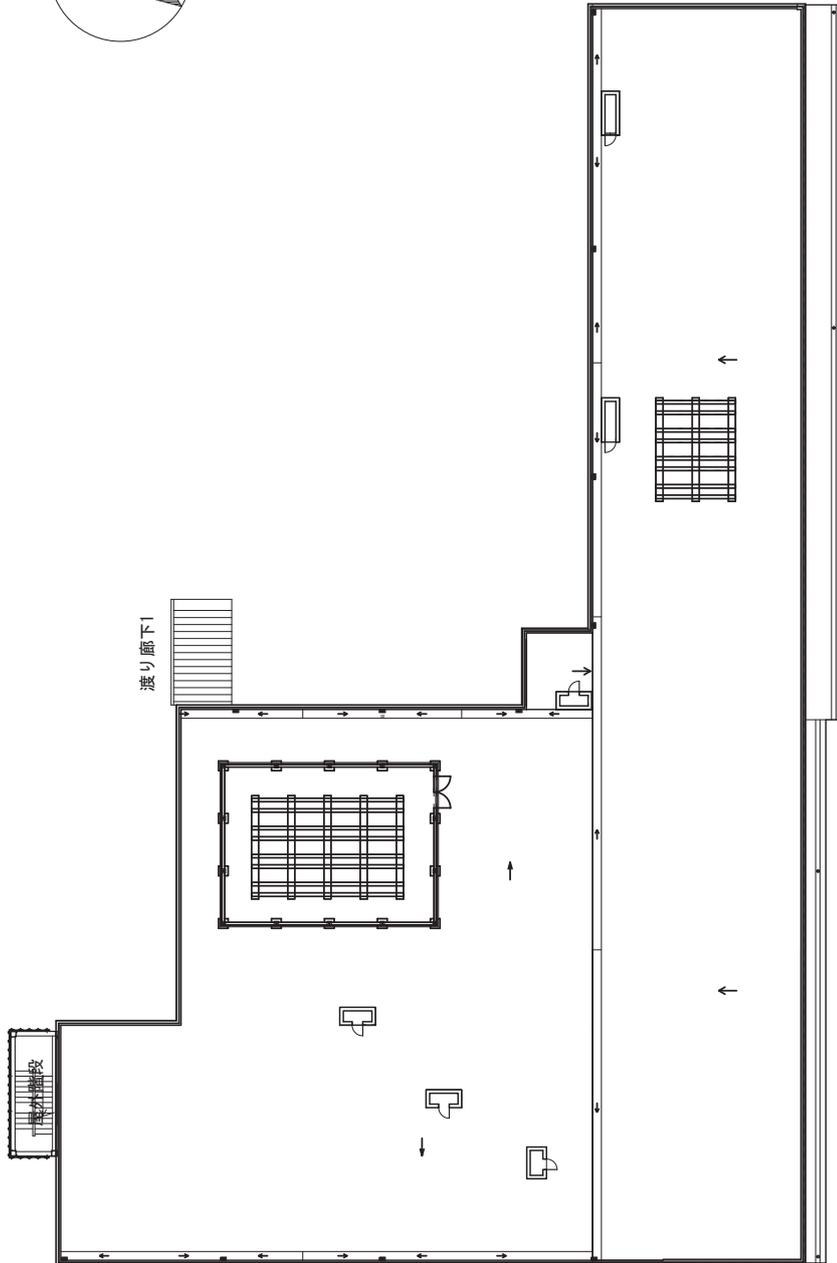
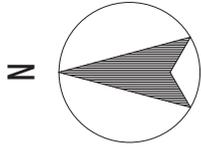
増築校舎棟 2階平面図



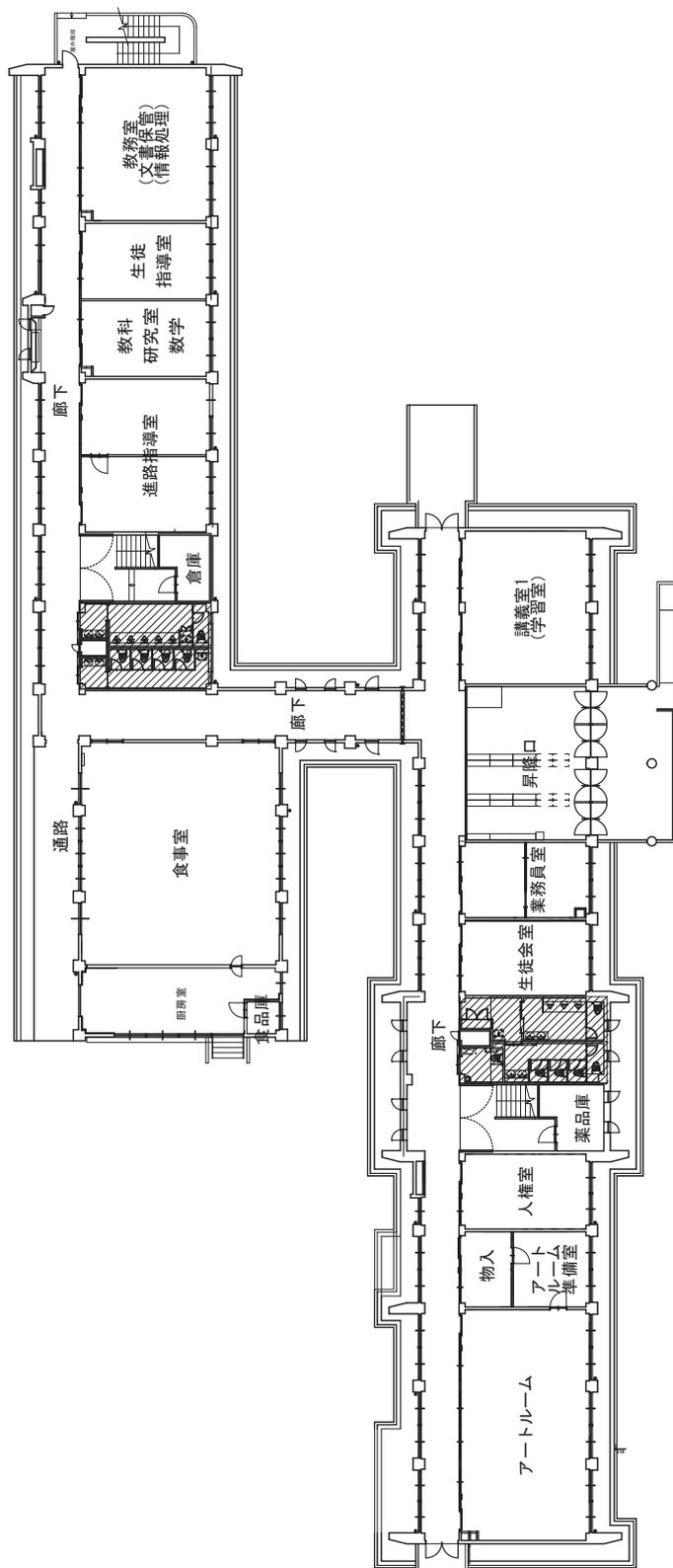
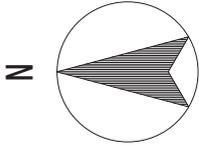
増築校舎棟 3階平面図



増築校舎棟 4階平面図



増築校舎棟 屋上階平面図



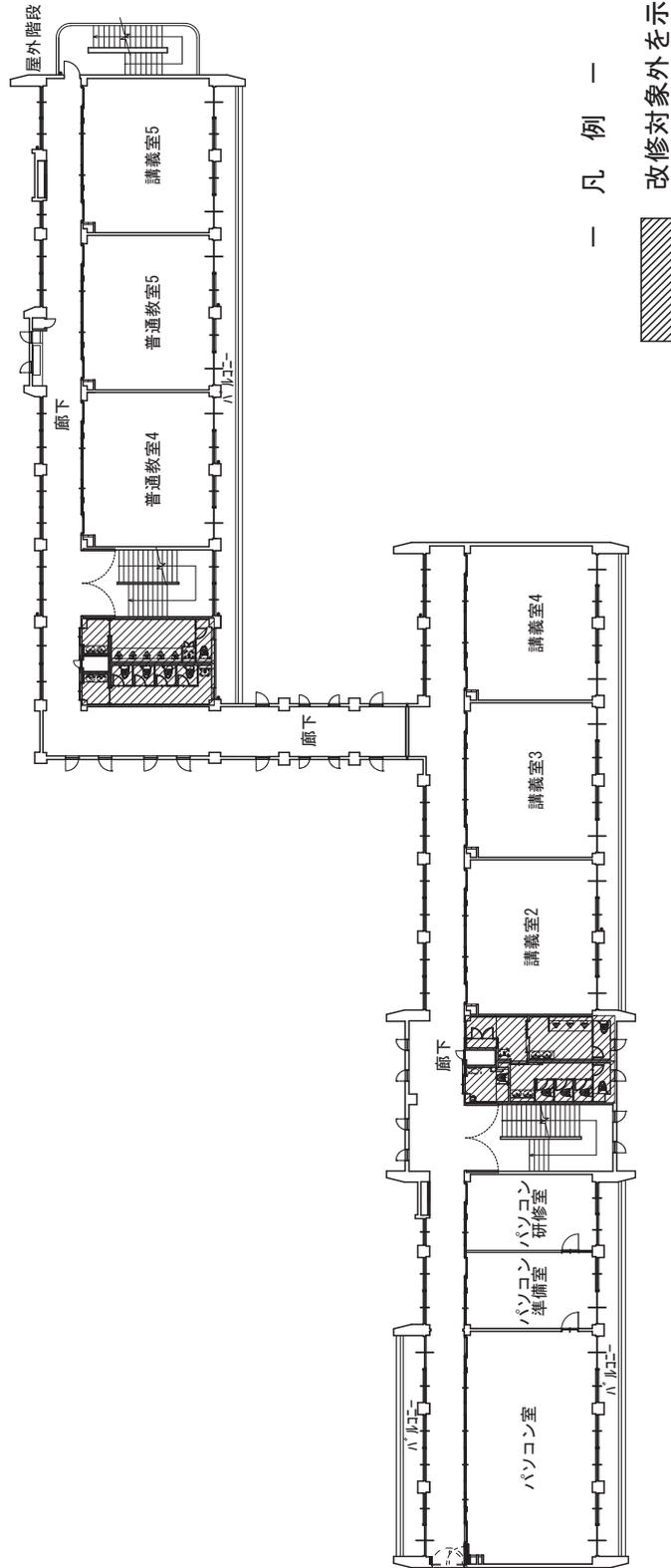
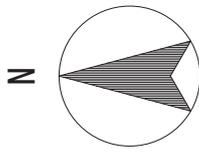
— 凡 例 —



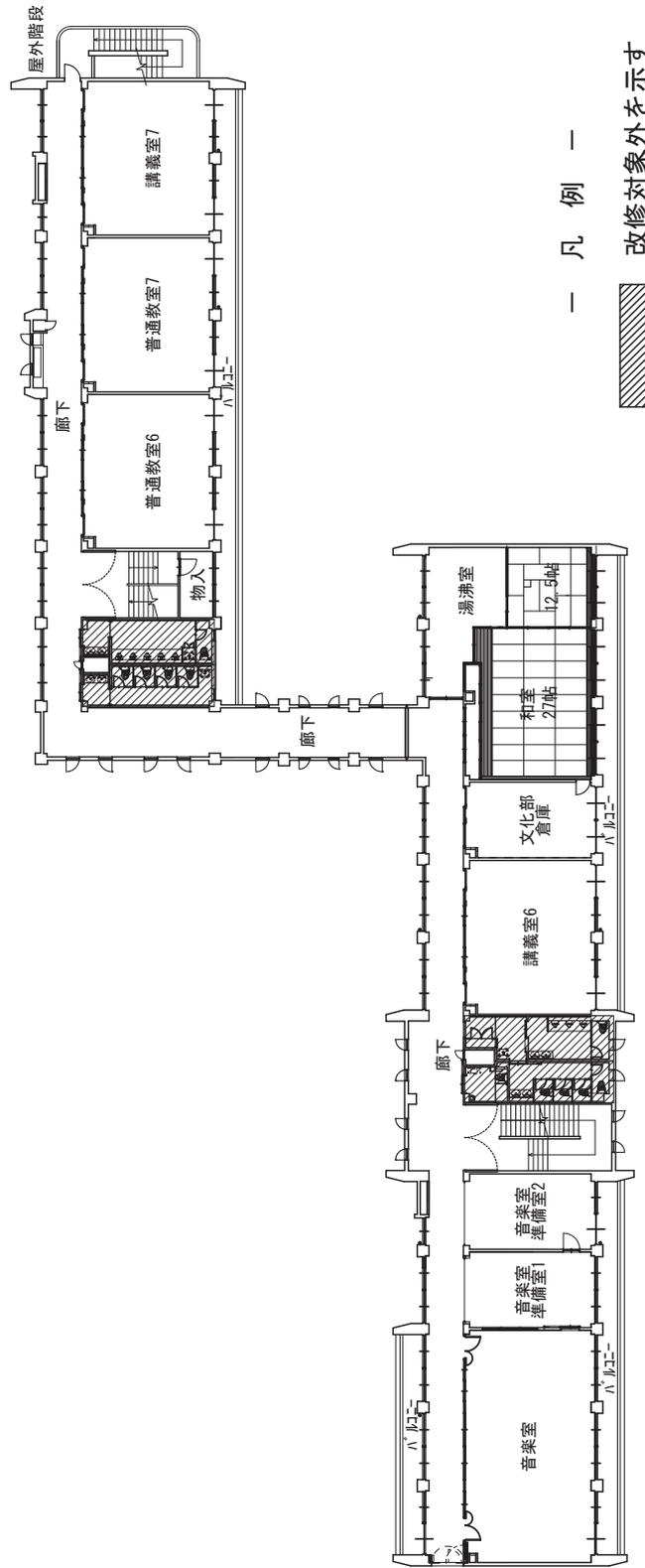
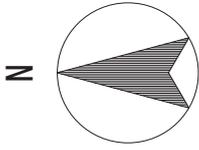
改修対象外を示す

校舎改修後 1階平面図

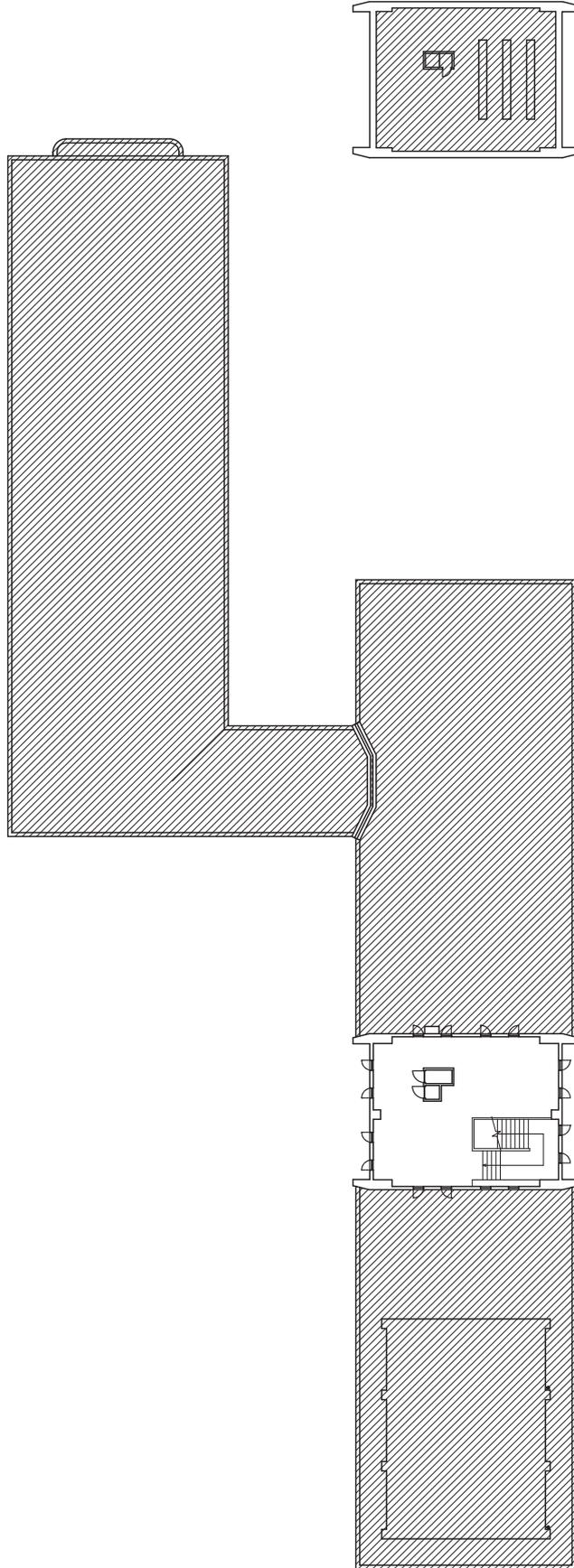
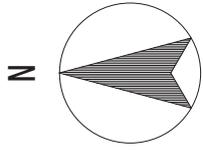




校舎改修後 3階平面図



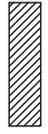
校舎改修後 4階平面図



校舎改修後 屋上階平面図

校舎改修後 P H 階平面図

— 凡 例 —

 改修対象外を示す

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市古市児童館	奈良市古市町1263番地
奈良市横井児童館	奈良市横井五丁目337番地の2
奈良市東之阪児童館	奈良市川上町461番地の1
奈良市大宮児童館	奈良市西之阪町5番地の1

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

### 3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市児童館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 児童館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 児童館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

奈良市東里老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東里地区万年青年クラブ連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳥見町四丁目4番地

奈良市鳥見老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

鳥見喜楽会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番地の3

奈良市登美ヶ丘老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横井一丁目620番地の1

奈良市横井老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

横井ひまわりクラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町387番地の12

奈良市杏中老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏中町万年青年クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目823番地

奈良市八条老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市九十九会万年青年クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東之阪町5番地の60

奈良市東之阪老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪第一老友会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町191番地の1

奈良市田原老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市田原地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町1482番地の2

奈良市古市老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

古市町老人クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大柳生町1990番地

奈良市大柳生老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市紀寺町568番地の7

奈良市梅園老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市紀寺宝寿会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬石打1171番地の1

奈良市石打老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市石打梅寿会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬桃香野1197番地

奈良市桃香野老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市桃香野第三梅寿会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市茗荷町1171番地

奈良市田原老人軽作業場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市田原地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 作業場の利用に関する事。
- (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1  
奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4  
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会  
会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市手貝町14番地の1

奈良市転害門前観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市中央区難波二丁目2番3号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 石原 浩一郎

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市転害門前観光駐車場の供用に関する事。
- (2) 奈良市転害門前観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	奈良市月ヶ瀬長引21番地の8
ロマントピア月ヶ瀬	奈良市月ヶ瀬長引707番地の10
奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14
湖畔の里“つきがせ”	奈良市月ヶ瀬桃香野4267番地の5

### 2 指定管理者の所在地及び名称

月ヶ瀬地域振興協議会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関する事。
- (3) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関する事。
- (4) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。

- (5) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (6) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (7) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
- (8) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (9) 奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (10) 湖畔の里“つきがせ”の利用制限に関する事。
- (11) 湖畔の里“つきがせ”の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (12) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阿字万字町1番地の1

なら工藝館

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区神田神保町二丁目30番地 昭和ビル

小学館集英社プロダクション共同事業体

代表者 株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長 都築 伸一郎

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら工藝館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) なら工藝館の個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市奈良阪町1731番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市上深川町511番地

上深川歴史民俗資料館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市上深川町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市文化財保存公開施設条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 上深川歴史民俗資料館の使用承認申請の受付に関すること。
- (3) 上深川歴史民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 固定資産評価員の選任について

固定資産評価員として、次の者を選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 

氏名 よし むら ひろ のぶ  
吉 村 啓 信



履 歴 書

氏 名 吉 村 啓 信

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]